

京都府戦略的地震防災対策推進プランの見直し(素案)

D:定着一覧

A:新規 B:充実 C:継続 D:定着 E:完了 F:終了

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
1	地震等に強い京都のまちづくりを進める				
1-1	地域と連携したまちづくりを進める				
1-1-1	危険地域の指定等を進める				
2	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する	D	3	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する	●農林水産部
1-2	重要構造物の耐震化を進める				
1-2-1	防災拠点施設の耐震化を進める				
9	○府及び市町村において耐震状況を公表する	D	10	○府及び市町村において耐震状況を公表する	●総務部、●市町村
1-2-2	学校施設の耐震化を進める				
13	○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	D	15	○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	●市町村、総務部、●教育庁
1-2-4	多数の人が集まる建物の耐震化を進める				
24	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・建物所有者への指導監督を実施する →大規模建築物の耐震診断結果の報告を求める ・大規模建築物の耐震化を進める ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化に係る啓発を実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、耐震改修促進法に基づき指導助言を行うとともに、施設の耐震化を進める ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施	D	27	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・大規模建築物の耐震診断結果の報告を求める ・大規模建築物の耐震化を進める ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、指導助言を行うとともに、施設の耐震化を進める ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施	●建設交通部、危機管理部、市町村、施設所有者
33	○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める				
1-3	地震・津波に強い基盤整備を進める				
1-3-3	地震に強いライフライン施設の整備を進める				
65	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進（100%設置→継続） ・地震計の設置による情報収集機能の強化・維持（設置完了済） ・供給エリアのブロック化及びガバナー遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持（構築完了済） ・耐震性の高いガス導管に更新	D	66	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進（100%設置→継続） ・地震計の設置による情報収集機能の強化・維持（設置完了済） ・供給エリアのブロック化及びガバナー遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持（構築完了済）	●大阪ガス
68	○通信施設（携帯電話等）の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化	D	69	○通信施設（携帯電話等）の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化（従来より実施→継続）	●NTTドコモ
1-3-4	地震に強いその他のまちづくりを進める				
77	○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る(例) ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等 ・地図アプリ等による周知	D	77	○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る(例) ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等	市町村、●危機管理部
2	地震等に強い京都の人づくりを進める				
2-1	家庭で取り組む(自助)				
2-1-1	個人・家庭の防災意識を高める				
85	○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する	D	85	○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する	●危機管理部
2-2	地域で取り組む(互助・共助)				
2-2-1	地域の「つながり」を高める				
89	○防災資機材の整備を進める	D	90	○防災資機材の整備を進める	●危機管理部、地域
2-2-2	地域の防災意識を高める				
94	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する ・府総合防災訓練への住民等の参画の継続 ・各種防災対策に関する周知拡大	D	96	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する	●危機管理部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織
95	○地域での防災教育を継続して実施する	D	97	○地域での防災教育を継続して実施する	●危機管理部、市町村、●日赤
96	○府民の応急手当普及講習受講を進める	D	98	○府民の応急手当普及講習受講を進める	●危機管理部、市町村、●日赤

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
2-3 学校で取り組む(共助)					
2-3-1 学校での防災教育を充実する					
104	○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色ある教育として防災教育を行う学校へ補助を行う	D	106	○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色教育推進補助事業	●文化スポーツ部
2-3-2 学校の危機管理体制を強化する					
105	○教職員の危機対処能力の向上を図る ・京都地方気象台等の専門機関と連携して、防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する ・教職員を対象とした校内研修を充実させる ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ	D	107	○教職員の危機対処能力の向上を図る ・防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する ・教職員を対象とした校内研修を充実させる ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ	●教育庁、学校、危機管理部、市町村、文化スポーツ部
2-4 組織で取り組む(共助)					
2-4-1 減災に向けて企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進め、行動する					
110	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等を開催する	D	110	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める	●危機管理部、●市町村
2-5 行政が支援する(公助)					
2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う					
117	○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害警戒区域の府ホームページでの周知 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」(地域防災力づくり事業)での支援 ・土砂災害防止法住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用して毎年9回のパネル展等を開催する ・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る	D	119	○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」(地域防災力づくり事業)での支援 ・土砂災害防止法住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用して毎年9回のパネル展等を開催する ・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る	●建設交通部、市町村、危機管理部
118	○家庭内、企業内で3日分の備蓄(できれば1週間分)の推奨についての啓発等の実施	D	120	○家庭内、企業内で3日分の備蓄(できれば1週間分)の推奨についての啓発等の実施	●危機管理部、市町村
120	○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する ・表彰制度を創設する ・毎年表彰を行う	D	122	○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する ・表彰制度を創設する ・毎年表彰を行う	●危機管理部
2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する					
121	○自主防災リーダーの育成を府と市町村が連携して進める 〈年間50人の育成を目指す〉 ・マイ防災マップの作成研修の実施 ・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施	D	123	○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める 〈年間50人の育成を目指す〉 ・マイ防災マップの作成研修の実施 ・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施	●危機管理部、●市町村
123	○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の支援	D	125	○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の実施	●危機管理部
124	○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる	D	126	○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる	●危機管理部、●市町村、消防組合、企業
127	○ため池の決壊を想定した防災訓練を実施する	D	129	○ため池の決壊を想定した防災訓練を実施する	●農林水産部、市町村
128	○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービス等について啓発する	D	131	○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービス等について啓発する	●NTT西日本、NTTドコモ、●KDDI、●ソフトバンク等

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
<b>3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る</b>					
<b>3-1 住宅の安全対策を進める</b>					
<b>3-1-1 住まいの耐震診断を進める</b>					
133	○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知等 ・ <b>関係業界団体と連携した普及・啓発を実施</b> ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報 ・【完了】耐震診断の助成制度について、府全域での実施 ・【終了】伝統的町家・民家の耐震診断、耐震改修を進める	D	136	○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知等 ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報 ・耐震診断の助成制度について、府全域での実施 ・伝統的町家・民家の耐震診断、耐震改修を進める	●建設交通部、市町村
<b>3-1-3 室内の安全対策を進める</b>					
140	○府民による室内安全対策（家具の固定化、ガラスの飛散防止）の取組状況を調査する	D	143	○府民による室内安全対策（家具の固定化、ガラスの飛散防止）の取組状況を調査する	●危機管理部
<b>4 行政等の災害対応策の向上を図る</b>					
<b>4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を進める</b>					
<b>4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する</b>					
151	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ・ <b>重点事項について、見直しを実施</b>	D	155	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ・重点事項について、見直しを実施	●市町村、危機管理部
161	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・ <b>緊急参集訓練の実施（年1回）</b> ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備	D	163	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備	●危機管理部
164	○職員用備蓄を進める	D	167	○職員用備蓄を進める	●危機管理部
165	○京都府災害時応急対応業務マニュアルに基づく実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・ <b>京都府総合防災訓練（年1回）の実施</b> ・ <b>災害応急対応業務マニュアルに基づく地震対策図上訓練（年1回）を実施し、災害時の対応を検証・改良</b> ・各防災関係機関・団体・社内訓練への参画	D	168	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練（年1回）、地震対策図上訓練（年1回）の実施 ・機関・団体・社内訓練の実施	●危機管理部、市町村、防災関係機関
167	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施 ・ <b>ライフライン確保に係る訓練の実施</b>	D	171	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施	●危機管理部、市町村、防災関係機関
168	○複合災害を想定した訓練を実施する	D	172	○複合災害を想定した訓練を実施する	●危機管理部
169	○災害対策本部立ち上げ訓練等（訓練内容改善）を行う	D	173	○災害対策本部立ち上げ訓練等（訓練内容改善）を行う	●中部近畿産業保安監督部近畿支部
170	○防災職員等に対する研修等を実施する ・ <b>府、市町村職員の災害対応基礎研修の実施（年1回）</b> ・ <b>市町村幹部職員を対象とした幹部職員研修の実施（年1回）</b> ・被災者支援業務や要配慮者支援等、各災害対応業務に係る研修の実施	D	174	○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の防災意識、災害対応能力を高めるための研修の実施	●危機管理部、市町村
171	○近畿財務局総合防災マニュアルについて、実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直しの必要性を検討する <del>（H26.8直近改訂）</del> ・防災訓練を毎年実施し、内容を検証の上、必要に応じて訓練内容やマニュアルの見直しを行う	D	175	近畿財務局総合防災マニュアルについて、実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直しの必要性を検討する（H26.8直近改訂） ・防災訓練を毎年実施し、内容を検証の上、必要に応じて訓練内容やマニュアルの見直しを行う	●近畿財務局京都財務事務所
<b>4-1-2 通信の手段を確保する</b>					
173	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	D	177	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	●危機管理部
175	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	D	181	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	●危機管理部
176	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクログ無線、自衛隊：自衛隊無線、警察：警察無線、消防：消防無線（H27年度までにデジタル化整備）、J R 西日本：鉄道無線	D	182	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクログ無線、自衛隊：自衛隊無線、警察：警察無線、消防：消防無線（H27年度までにデジタル化整備）、J R 西日本：鉄道無線	●総務省、●近畿地方整備局、●自衛隊、●警察、●府内消防本部、●JR西日本

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
183	○孤立可能性地域の通信手段を確保する	D	187	○孤立可能性地域の通信手段を確保する	●危機管理部、●市町村、●警察、消防組合、●自衛隊、●近畿地方整備局等
4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める					
186	○災害情報を迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・スマートフォンやタブレット端末を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	D	189	○災害情報を迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・スマートフォンやタブレット端末を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	●政策企画部、危機管理部、建設交通部
4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する					
189	○地デジを活用して情報を提供する	D	192	○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する	●政策企画部
190	○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する	D	194	○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する	●知事室長G、危機管理部
			212	○応援協定に基づきコミュニティFMとの連携体制を整備する ・実践的な訓練を継続して行う	
191	○全国瞬時警報システムにより、緊急地震速報の府民への伝達体制を整備する ・府立施設の放送設備との連動の検討 ・府民への伝達体制整備の検討	D	195	○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する ・府立施設の放送設備との連動の検討 ・府民への伝達体制整備の検討	●危機管理部、市町村
192	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話（メール機能を含む）、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保	D	196	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話（メール機能を含む）、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保	●危機管理部、市町村
193	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況	D	197	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ	●危機管理部、国、●建設交通部、市町村、●府民環境部
4-1-5 応援・受入体制を強化する					
□ 防災関係機関との連携・応援体制を強化する					
194	○関係機関との連携会議を開催する（各年1回） ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	D	199	○関係機関との連携会議を開催する（各年1回） ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	●危機管理部、市町村、防災関係機関
195	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施（再掲） ・関係機関実施訓練への積極的な参画	D	198	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施（再掲）	●危機管理部、市町村、消防組合、防災関係機関、NPO
197	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域応援受援体制を強化する ・広域応援受援に係る訓練の実施又は訓練への参加 ・対策要員の確保	D	201	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域受援計画の策定を進める ・対策要員の確保、資機材、必要物資等の確保等	●危機管理部、●自衛隊、●警察、●近畿地方整備局
199	○連携・応援体制を強化する ・各自自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTTグループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTTグループとしての総合防災演習の実施	D	203	○連携・応援体制を強化する ・各自自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTTグループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTTグループとしての総合防災演習の実施	●NTT西日本、NTTドコモ
□ 広域的な災害に備える					
201	○国や地方公共団体（遠隔都道府県含む）との連携強化を進める ・国や遠隔都道府県との広域応援調整に係る訓練等を実施	D	205	○国や地方公共団体（遠隔都道府県含む）との連携強化を進める	●危機管理部、防災関係機関
203	○関西広域の連携訓練を実施する ・関西広域連合及びその他地域連合による連携訓練への参画 ・関西広域連合及び構成府県との応援調整訓練等の実施	D	208	○関西広域の連携訓練の実施	●危機管理部

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
4-1-6	府民への広報活動を確立する				
206	○ホームページを活用した各種防災情報の提供	D	214	○ホームページを活用した各種防災情報の提供	●危機管理部、建設交通部
4-2	災害後の府民生活を守る活動の質を向上する				
4-2-1	救助・救出活動の能力を向上させる				
208	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	D	216	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●危機管理部、●市町村
209	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練・研修等の実施（総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等）	D	219	○警察部隊の装備資機材等を充実する ・個人装備品・備蓄物資の整備計画の推進 ・装備資機材の計画的整備	
212	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	D	288	○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する	
209	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施（総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等）	D	217	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施（総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等）	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●危機管理部、●市町村、●JR西日本京都支社
212	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	D	220	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	●危機管理部、市町村
□	災害時の医療体制を整備する				
213	○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成	D	221	○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成	●健康福祉部、日赤等医療機関
219	○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保 ・協定締結団体との情報共有・意見交換の場の設置	D	228	○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保	●危機管理部
□	亡くなられた方の対策を行う				
223	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進	D	231	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進	●警察、市町村、●健康福祉部 健康福祉部
225	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する	D	233	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する	●健康福祉部
4-2-2	被災者の生活対策を支援する				
□	避難所の整備・円滑な運営を行う				
230	○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水が確保できる体制を整備する。	D	237	○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水が確保できる体制を整備する。	●危機管理部、市町村
233	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する ・市町村、学校、地元自治会等の連携した避難所開設訓練の実施	D	240	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する ・市町村、学校、地元自治会等の連携した避難所開設訓練の実施	市町村、学校、教育庁、●危機管理部
237	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	D	243	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	●警察
□	帰宅困難者対策を実施する				
249	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する	D	323	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する	●危機管理部
4-2-3	特別な配慮が必要な人への支援を行う				
250	○避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る	D	255	○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る	●健康福祉部、市町村、危機管理部
254	○福祉避難サポートリーダーを養成する	D	260	○福祉避難サポートリーダーを養成する ・平成28年度までに1000人の養成を目指す	●健康福祉部、市町村
256	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	D	264	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	●健康福祉部

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
259	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	D	265	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	●健康福祉部
4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う					
268	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を確保する	D	269	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を構築する	●危機管理部、市町村、近畿運輸局
272	○災害時の対応能力を向上させる（府トラック協会） ・各会員における車種・積載量ごとの保有車両数を把握する	D	273	○災害時の対応能力を向上させる（府トラック協会） ・各会員における車種・積載量ごとの保有車両数を把握する	●府トラック協会
274	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する	D	275	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する	●危機管理部、●市町村
275	○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、浄水型水泳プールを整備する	D	276	○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、浄水型水泳プールを整備する	●市町村
276	○緊急輸送関連施設（交通管制施設）の整備を進める →交通安全施設等整備<交通監視カメラ●●基、交通規制表示板●●基、信号機電源付加装置-300箇所> ・輸送経路の渋滞緩和対応に必要な交通流監視カメラ、交通情報板を計画的に更新	D	277	○緊急輸送関連施設（交通管制施設）の整備を進める ・交通安全施設等整備（交通監視カメラ及び交通規制表示板、信号機電源付加装置の整備）	●警察
277	○応急給水の確保体制を整備する ・給水車の整備 例）・井戸水利用の促進	D	278	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備（交通監視カメラ及び交通情報板の整備）	
277	○応急給水の確保体制を整備する ・給水車の整備 例）・井戸水利用の促進	D	278	○応急給水（井戸水を利用など）の確保体制を整備する ・給水車の整備	●府民環境部、危機管理部、市町村
4-2-5 NPO・ボランティアと連携する					
281	○国有林防災ボランティア制度を活用する	D	282	○国有林防災ボランティア制度を活用する	●近畿中国森林管理局
4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う					
284	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する ・マニュアルを活用した訓練を実施する	D	286	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する	●府民環境部
286	○列車脱線復旧訓練を実施する（1～2回/年）	D	290	○列車脱線復旧訓練を実施する（1～2回/年）	●JR西日本京都支社
289	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施（年1回以上）	D	297	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施（年1回以上）	●関西電力
290	○地震訓練等を実施（年1回）する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認	D	294	○地震訓練等を実施（年1回）する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認	●大阪ガス
291	○地震想定訓練を実施（年2回）する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練（復旧訓練、炊き出し訓練等）の実施	D	295	○地震想定訓練を実施（年2回）する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練（復旧訓練、炊き出し訓練等）の実施	●府LPガス協会
292	○被災地でのLPガスの安定供給体制の維持・確立を図る（府LPガス協会） ・中核充填所の稼働訓練等を毎年計画的に実施する	D	296	○被災地でのLPガスの安定供給体制の維持・確立を図る（府LPガス協会） ・中核充填所の稼働訓練等を毎年計画的に実施する	●府LPガス協会
4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う					
297	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催	D	302	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催	●建設交通部、市町村
4-2-10 生活再建を支援する					
299	○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・構築した被災者生活再建支援システムにより効率的な各種事務の執行 ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度（労働者資金貸付金）の実施	D	305	○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・構築した被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行 ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度（労働者資金貸付金）の実施	●市町村等、●危機管理部、●健康福祉部、●商工労働観光部

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
300	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供	D	306	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供	●府民環境部、市町村
301	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害や詐欺等、また悪質商法等の消費者被害等に関する相談や啓発などの消費生活問題・被害等に関する総合的な被害者支援や啓発活動の実施	D	307	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害や詐欺等の消費生活問題・被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 ・犯罪被害者サポートチームの活動や（公社）京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実など、総合的な被害者支援の実施	●警察、●府民環境部
302	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	D	308	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	●商工労働観光部、京都労働局
5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する					
5-1 企業・大学の業務継続を確立する					
5-1-1 京都全体のBCPを進める					
307	○地元金融機関における連携型BCPを確立する	D	312	○地元金融機関における連携型BCPを確立する	●危機管理部、各金融機関
6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する					
6-1 京都のイメージを守る					
6-1-2 観光産業を再興する					
326	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力の向上 ・観光関連産業との連携強化	D	329	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力の向上 ・観光関連産業との連携強化	●商工労働観光部、京都市、市町村
6-2 「京都文化」を守る					
6-2-1 伝統・文化を守る					
331	○文化財防火運動を実施する 年2回（夏・冬）それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定 ・全市町村で消防訓練を実施 ・防火行事の重点的実施 ・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進 ・文化財愛護ポスターの作成・配付	D	333	○文化財防火運動を実施する 年2回（夏・冬）それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定 ・全市町村で消防訓練を実施 ・防火行事の重点的実施 ・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進 ・文化財愛護ポスターの作成・配付	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者

A 38 新規  
B 132 充実  
C 75 継続  
D 87 定着  
E 21 完了  
F 3 終了  
356